

議案第82号

つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正  
する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和3年6月3日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正  
する条例

つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年つくば  
市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第2の4の項中

「

生活に困窮する外国人に対する生活  
保護の措置に関する情報であって規  
則で定めるもの

を

」

「

生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)による災害による被害の程度を証明する書面に関する情報(以下「り災証明書関係情報」という。)であって規則で定めるもの

に改め、同表5の項中

」

「

介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

を

」

「

介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

り災証明書関係情報であって規則で定めるもの

に改め、同表13の項中

」

「

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報(以下「障害者

を

自立支援給付関係情報」という。) であって規則で定めるもの

」

「

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。） であって規則で定めるもの

り災証明書関係情報であって規則で定めるもの

」

に改め、同表16の項中

「

生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの

」

を

「

生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの

り災証明書関係情報であって規則で定めるもの

」

に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### (提案理由)

番号法の一部改正に伴い、「り災証明書の交付に関する事務」を個人番号を利用し、庁内連携する事務に追加するため、この条例案を提出するものである。

つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年つくば市条例第48号）新旧対照表

改正後			改正前		
本則・附則（略）			本則・附則（略）		
別表第1（略）			別表第1（略）		
別表第2（第5条関係）			別表第2（第5条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
4 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(略)	4 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの			生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		<u>災害対策基本法(昭和36年法律第223号)による災害による被害の程度を証明する書面に関する情報(以下「<u>災害証明書関係情報</u>」という。)であって規則で定めるもの</u>			
5 市長	国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの	5 市長	国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		<u>災害証明書関係情報</u> であって規則で定めるもの			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
13 市長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(略)	13 市長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付			障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付

		の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。） であって規則で定めるもの <u>り災証明書関係情報であって規則で定めるもの</u>
(略)	(略)	(略)
16 市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	(略) 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの <u>り災証明書関係情報であって規則で定めるもの</u>
(略)	(略)	(略)

別表第3 (略)

		の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。） であって規則で定めるもの
(略)	(略)	(略)
16 市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	(略) 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
(略)	(略)	(略)

別表第3 (略)